## ○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害支援区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度訪問介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場	注 90日以上利 用減算	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算	
イロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (185単位) (2) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (3) 1時間30分以上2時間未満 (367単位) (4) 2時間3以上2時間3分未満 (458単位) (5) 2時間30分以上3時間末満 (550単位) (6) 3時間30分以上4時間未満 (550単位) (7) 3時間30分以上4時間未満 (732単位) (8) 4時間3以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位) (9) 8時間以上12時間未満 (1.497単位に30分を増すごとに+85単位) (10) 12時間以上19時間未満 (2.172単位に30分を増すごとに+85単位) (11) 119時間以上29時間未満 (2.218単位に30分を増すごとに+80単位) (12) 20時間以上29時間未満 (2.918単位に30分を増すごとに+80単位)	+15/100	+8.5/100	× 200 ⁄ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100		1人1日につ き5単位を減	特定事業所 加算(I) +20/100 特定事業所 加算(II)	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算	
ロ病院 等に入所 実な人所 まな ので提合	(1) 1時間決済 (185単位) (2) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (3) 1時間の分以上2時間末満 (367単位) (4) 2時間以上2時間30分未満 (458単位) (5) 2時間の分以上3時間未満 (550単位) (6) 3時間の分以上3時間未満 (550単位) (7) 3時間の分以上4時間未満 (732単位) (8) 4時間以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位) (9) 8時間以上12時間未満 (1.497単位に30分を増すごとに+85単位) (10) 12時間以上16時間未満 (2.218単位に30分を増すごとに+85単位) (11) 16時間以上20時間未満 (2.218単位に30分を増すごとに+88単位) (12) 20時間以上20時間未満 (3.500単位に30分を増すごとに+88単位)			熟練従業者 が同行して 支援を行う 場合 ×170/100	深夜の場合 +50/100	×80/100	注 令和5年 4月から適用	+10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100		注 地域生活 支援拠点等 の サ50単位		
※ 令和3年 移動介護 加算 初回加算	9月9日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,0001相当する単位 イ 1時間未満 (100単位を加算) ロ 1時間30分以上2時間未満 (155単位を加算) こ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算) ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算) ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算) へ 3時間以上 (250単位を加算)	文を算定する。										
(1月につき200単位を加算) 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)												
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度) (1回につき584単位を加算)												
移動介護緊急時支援加算 (1日につき240単位を加算)												
福祉・介護職員の選改善加算	4 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×200/1.000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×146/1.000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×81/1.000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、木について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×26/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉·介護 職員等特 定処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000) □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)		主 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く) 算定した単位数の合計									